

# 池田町農業委員会農地等の利用最適化の推進に関する指針

令和5年 2月28日

池田町農業委員会

会長 金川達洋

「農業委員会等に関する法律」第7条の規定に基づき、池田町農業委員会にかかる標記指針を下記のとおり定める。

## 1. 遊休農地の発生防止・解消について

### (1) 遊休農地の解消目標

耕地面積 (A)	令和4年度(現状)		令和9年度(目標)	
	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)	遊休農地面積 (C)	遊休農地の割合 (C/A)
9,510ha	0ha	0.00%	0ha	0.00%

### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

○効率的な農地パトロール(利用状況調査)や地区担当農業委員の巡回活動により未然防止の活動を進める。

### (3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

○遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく

「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

耕地面積 (A)	令和4年度(現状)		令和9年度(目標)	
	農地集積面積 (B)	農地集積率 (B/A)	農地集積面積 (C)	農地集積率 (C/A)
9,510ha	7,159ha	75.28%	7,186ha	75.56%

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

○農業委員による定期的な日常活動による農業者の意向確認

○離農者や規模縮小農家の農地について、あっせんの希望を確認し、地域計画に位置づける□  
担い手への集積を進める。

○町・農地中間管理機構・農協等との連携により農地中間管理事業の活用を図る。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

- 担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。
- 単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

令和4年度 (現状)		令和9年度 (目標)	
新規参入者数(個人) (新規参入者取得面積)	新規参入者数(法人) (新規参入者取得面積)	新規参入者数(個人) (新規参入者取得面積)	新規参入者数(法人) (新規参入者取得面積)
0人 0ha	0法人 0ha	5人 10ha	3法人 12ha

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- 新規就農希望者の意向を把握し、町・農協・普及センター等の関係機関団体との連携により、新規就農の受け入れを促進する。
- 離農農地等の情報収集に努め、就農希望農地取得に向け、出し手及び地域との調整を行う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

- 新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者(個人、法人)の数により評価する。
- 単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

4. 指針の検証・見直し

○本指針は、5ヵ年を基本とし、取り組み状況を検証し、見直しを行うものとする。